

重要なお知らせ

「1日あたりのキャッシュカード出金限度額の引き下げ」について

高山信用金庫は、高齢者のお客さまがキャッシュカードと暗証番号を犯人に渡してATMから現金を引き出されてしまう「キャッシュカード搾取被害」を防止するため、下記の通りキャッシュカードによる出金限度額の引き下げ対応策を実施させていただきます。

対象のお客さまには、ご不便をおかけ致しますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、この対応策の実施について、キャッシュカードの出金限度額の引き上げを希望されるお客さまは、各支店の窓口へお申し出ください。本人確認のうえ、出金限度額引き上げの手続きをさせていただきます。

この対応策は県内に本店を置く6信用金庫（高山、岐阜、大垣西濃、東濃、関、八幡信用金庫）全体での取り組みです。

<実施内容>

70歳以上のお客さまの内、過去1年間キャッシュカードによる出金取引（現金出金、振込、振替、デビット取引）の無いお客さまの口座に対して、1日の**出金限度額を10万円**に引き下げます。

<取扱開始日> 平成30年4月2日（月）より開始

詳しくは、高山信用金庫の営業店窓口までお問い合わせ下さい。



「**キャッシュカード搾取被害**」とは「カードが不正利用されている」、「口座が犯罪に利用されている」と電話で相手を騙した後、警察・銀行協会・金融庁・金融機関等の職員を装って訪問し、キャッシュカードと暗証番号を搾取してすぐに現金を引き出す詐欺で昨今、大変急増しています。